

監 査 報 告 書

2025 年 5 月 29 日

学校法人 常磐大学
理 事 会 御中

学校法人 常磐大学

監 事 若 山 実 

監 事 安 達 洋 

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項および学校法人常磐大学寄附行為（2024 年 6 月 1 日施行）第 15 条の規定に基づき、学校法人常磐大学の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）における業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席したほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（公認会計士・井上雅裕、前嶋仁一）と連携し、会計監査に関する説明および報告を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを行いました。

2. 監査の結果

学校法人常磐大学の業務に関する決定および執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む）ならびに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支および財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務もしくは財産または理事の業務施行に関する不正の行為、または、法令もしくは学校法人常磐大学寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

3. その他所見

ICT を活用した教育、国際感覚を育む教育の推進など、学校法人全体における特徴ある教育の取り組みを評価します。引き続き、中期計画や年度事業計画に掲げる目標達成のほか、学校法人運営の透明性や適正性の確保、教育・研究活動の質向上、財務体質の強化に取り組まれることを望みます。

以 上